

2 循第 185 号
令和 2 年 5 月 27 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針の変更及び
緊急事態解除宣言について

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 5 月 25 日付けで、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、緊急事態宣言が解除された後も引き続き、「廃棄物処理業における新型コロナウイルスガイドライン」や「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30 年 3 月)等に沿った対策を適切に講じつつ、廃棄物処理業務を安定的に継続していただくよう、貴協会会員等への周知に御協力願います。

なお、本件については、感染性産業廃棄物に係る許可を有する県所管の特別管理産業廃棄物処理業者に対し、別途通知していることを申し添えます。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

一般廃棄物係 児玉

産業廃棄物係 山内

TEL: 089-912-2355

FAX: 089-912-2354